

## 性暴力被害者支援の具体的制度化と補助金の増額を求める意見書

全ての女性が輝く社会の実現を目指す我が国において、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは女性活躍の大前提である。とりわけ性犯罪・性暴力は、被害者にとって、身体面のみならず、精神的にも長期にわたる傷跡を残す重大な犯罪であり決して許すことはできない。加害者への厳正な対処と並び、性犯罪・性暴力被害者（以下、性犯罪被害者等）の支援は極めて重要な課題である。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、平成32年までに性犯罪被害者等のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低1カ所設置することが成果目標として掲げられ、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）においても支援体制の核となるワンストップ支援センターを含む支援体制の充実が明記され、その達成に向けて更なる取り組みの強化が求められている。

大阪府においても、平成22年に「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が病院拠点型のワンストップ支援センターとして設置され、被害者に寄り添った支援サービスの提供に取り組んでこられた。これまでも大阪府との連携で人材育成の取り組み、コーディネート機能の強化などモデル事業を実施されてきた。今後も「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が大阪府のワンストップ支援センターとして、被害者に寄り添った必要な支援ができるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

1. 性犯罪被害者のワンストップ支援センター「性暴力救援センター・大阪SACHICO」を中核拠点として、府内各医療圏に協力医療機関を設け、被害者が身近な場所で、安心して支援を受けられる体制を構築すること。
2. 「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が大阪府の性犯罪被害者のワンストップ支援センターとして位置づける体制を整備する事。
3. 「24時間切れ目のない支援」「専門性の高いスタッフの養成」「同行支援などきめ細かい直接支援」「協力医療機関との連携」等病院拠点型ワンストップ支援センターとして安定した運営ができるよう財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

松原市議会

